

第50回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年8月24日(火) 午後1時25分から午後3時

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田藤仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席	○	
9	田中博	出席	○	
10	飯塚祐樹	出席		
11	菰原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	令和3年度農地パトロールの結果について

(令和3年8月24日 午後1時25分)

議 長 予定の方が揃われましたので、只今から、第50回総会を開催致します。

【 議 長 換 拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を三木委員と田中委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（（P1））を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認の申請が1件提出されております。

調整区域の打越の畑208㎡につきまして、城東町野田の■■■■より「平成13年以前より、貸露天駐車場として利用している」との申請です。

現況は、申請どおりの内容となっており、担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長 有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

.....

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P3）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は8件提出されております。

1番は現在耕作面積0㎡の方の案件、2番と3番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、4番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。5番が市街化区域の案件、7番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。7番及び8番のうち1筆が譲渡人の「貸付地」である他は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用等確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、5番が400m、7番が17km、8番が1kmである外は、いずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

太市中の田畑11筆計7,369㎡につきまして、太市中の[]が、[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,369㎡になる予定です。作付作物は、「水稻、筍」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番です。

船津町の田5筆計4,196㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,161㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

3番4番です。

香寺町田野の[]が、香寺町田野の田畑2筆計1,518㎡につきましては東京都目黒区の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、香寺町田野の田472㎡につきましては香寺町田野の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,296㎡になる予定です。作付作物

は、「水稲と野菜、果樹」となっております。

5番です。

飾磨区中島二丁目の田872㎡につきまして、飾磨区中島一丁目の[]が、川崎市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は2,668㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

6番です。

網干区和久の田661㎡につきまして、網干区和久の[]が、網干区和久の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,308㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

7番です。

安富町塩野の田3筆計3,003㎡につきまして、たつの市の[]が、妻の父である安富町塩野の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人の現在耕作地であるため、耕作面積の変動はありません。作付作物は、「桜」となっております。

なお、この案件、北西部地区農政協議会において、申請地は譲受人の小作地ではあるが、以前から塩野営農組合が耕作を請け負ってきており譲受人自身の耕作実績が確認できないことから、新規農家に準ずるとして事倍聴取が必要と判断する、との意見となっております。

このことについて、事務局であらためて譲受人に耕作実績を確認したところ、現在は塩野営農組合に耕作を任せているが、10数年前には妻の父である譲渡人と一緒に耕作に3年間従事した経験はある、とのこと。また、草刈り機は所有しており、畦の草刈りを年2・3回したり、自宅隣の土地で家庭菜園を行っている、とのことを聴取しております。

8番です。

林田町上栲の田2筆計3,308㎡につきまして、林田町中栲の[]が、林田町上栲の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地のうち[]は譲受人の耕作地であり、この件許可されますと、[]の耕作面積は22,795㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足説明はございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

1番の案件ですが、北西部地区農政協議会におきましては新規農家として事倍聴取が必要との意見となっております。事倍聴取を行う、ということでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、1番は、来月9月1日に来ていただいて

事情聴取を行いたいと思います。

次に7番の案件について、こちらは耕作面積からすれば新規農家にはあたりませんが、北西部地区農政協議会において新規農家に準ずるとして事情聴取が必要、との意見が出ております。先程事務局から、譲受人の耕作実績についての追加説明もありましたが、こちらについてご意見はございませんでしょうか。

田原委員

北西部地区農政協議会での流れを若干説明しておきます。譲受人は妻の父から今回3,000㎡余りを譲り受ける、という内容ですが、耕作面積に変動がないのは、10数年前に利用権の設定をすでに手続きしているため、となっています。その後、塩野営農組合にすべて丸投げしてしまっている、という状況です。そこにきて、今回は3条申請で農業振興地域で櫛を植えたい、との申請となっております。地区担当委員が話を聞きに行ったところ、将来的に営農型の太陽光をやりたい、農業委員会にも相談に行っている、との話を聞いてきております。営農型の太陽光は今回の申請とは関係ありませんが、耕作実績があるかという点、ないんじゃないか、本来なら事情聴取の対象ではありませんが、いっぺん話を聞いてみてはどうか、事情聴取をしてみてもいいんじゃないか、という雰囲気になりました。また、事務局の方からも、耕作実績について再度確認していただく、となりましたので、今日この総会にて結論を出していただけたら、ということです。

議長

今、北西部地区会長の田原委員から譲受人の詳細な説明もありましたが、皆様のご意見は、いかがでしょうか。

大塚委員

北西部地区農政協議会では、譲受人が将来的には櫛の上に太陽光パネルを置くという営農型の太陽光を計画している、という話が出ましたので、いろいろな意見が出たのですが、現時点では計画にすぎない太陽光はよけておいて審査をしなければ、審議の対象が全然変わってしまいます。私の意見としては、義理の父からの贈与で農家になる、相続農家は事情聴取を免除してきている事例もありますので、この件についても相続農家として事情聴取はなし、としてはいかがかと考えております。太陽光については、将来太陽光の申請が出てきた時に、その審議をする、ということで良いのではないのでしょうか。

議長

ありがとうございます。ほかにご意見はありませんか。

岡本委員

水稻や野菜ならばそれでよろしいが、櫛を3反ともなると、その販売先とかきちんとした計画を建てられているのか、聞いてみてもよいのでは、と思います。

尾川委員

販売先につきましては、譲受人の妻が花屋の経験があるので、出荷先を確保していく、と伺っています。市場や直売所などにも出荷を考えているようです。地元としては、草刈りとか、櫛ですからきちんとして管理しないと高木になりますので、しっかりと切って出荷して欲しい、と要望しています。

大塚委員

これだけの面積の櫛は、本腰を入れてやらないと、大変なことになると思われますので、許可となりましたら、譲受人に対して、植えっぱなしではなく剪定とかきちんとして管理しているところを地域の方に見てもらって、営農を態度で示すよう、事務局の方から伝えてほしいと希望します。

議長

ありがとうございました。

本件に関して、いろいろな意見が出ておりますが、あくまで3条申請として

審議し、事情聴取をするかしないかを考えていけばよいのでは、と思います。この件に関して、いろいろな意見があろうかとは思いますが、切りのないところもありますので、ここで賛否を取りたいと思います。この件、事情聴取を割愛してよいのではないか、という考えの方は挙手を願います。

各委員 (過半数の挙手)

議長 過半数の挙手がありましたので、7番については事情聴取を行わない、とします。

その他の案件について、なにかございますか。

各委員 ……

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、總會規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P4)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

調整区域の香寺町広瀬の田1,536㎡につきまして、香寺町広瀬の■■■■より「露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、自己の農業用資材を置くための露天資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「造成工事等は自ら行うため不要」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

北京部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有り難うございます。

それでは、午前中に行いました現地調査について、メンバーを代表して三木委員の報告を受けます。

三木委員 申請地は道路と宅地に囲まれた農地で、西の水路も擁壁がしっかりとしてあり、転用しても何も問題はないものと、メンバーの意見は一致しました。

議 長

報告ありがとうございます。
この件について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

なければ、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P5)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。

1番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。申請地の「農地区分」は、1番から3番及び5番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。4番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

夢前町前之庄の田517㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、夢前町前之庄の[]より「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、住宅建築関係資材を置く露天資材置場並びに10台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

2番と3番です。

別所町別所の田畑2筆計932㎡につきまして、別所町佐土一丁目の[]が、別所町別所の[]より、「購入して、露天資材置場及び露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は、「田及び畑」となっております。「事業内容」につきましては、譲受人が自営する土木建設会社の土木資材一式やトラック、ユンボを置くための露天資材置場及び露天駐車場として利用する計画で、「転用に必要な資力」につきましては、自己資金及び融資となっております。

4番です。

船津町の田330㎡につきまして、船津町の[]が、横浜市の[]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請

です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、「延床面積152㎡の住宅と車2台分の車庫」を設置する計画で、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては「建築許可が申請中」、「転用に必要な資力」につきましては「融資」となっております。

5番です。

山田町南山田の田、畑4筆計1,232.57㎡につきまして、山田町南山田の[]が、[]より「賃借権で借り受けて、露天駐車場、進入路にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、現在の従業員駐車場に作業場を増設する予定となっており、そのことに伴い、従業員駐車場を移設し、そこに至る進入路を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

5番について、私も現地調査に行きましたが、現地にはウンボがおりてありまして、現地には社長さんもおられたので、何に使っているのか聞いたところ、上は山で沼があるのですが、山から水がどんどん降りてくるので、ウンボで水の道筋をつけて水路に逃がしているのだ、との説明がありました。そんな農地でした。

福岡委員

私の方からも、許可が降りるまでは絶対に転用を始めてはダメだ、と念押ししています。

議 長

ご指導ありがとうございます。
その他、ご意見等何かございますか。

各 委 員

・・・

議 長

なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号(P6)を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は2件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番です。

広畑区蒲田四丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地2筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、2筆一体で水稻をされており、農地として良好に管理されています。

2番です。

資料に修正がありますので、お伝えします。現況が「田」となっておりますが、「畑」へ修正をお願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

広畑区蒲田の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、野菜を作付けされており、農地として良好に管理されています。

どちらの案件につきましても、地区担当委員さんからは適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

それでは、ご質問はないようですので、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号(P7)を説明する。

(農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取)

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、7月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を8月4日に実施していただきました。当日は、父親が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、尾川委員からお願いします。

尾川委員

当日は、本人の代理として75歳のお父様が、見えられました。この方は、土木業の傍ら、3ヘクタールの農地を耕作されているとのこと。申請人も会社勤めをしながら農業を手伝い、この度自分の農地を持たれたものです。お父様によると、自分も高齢になったことから、自営の土木業、農業を次第に引き継いでいこう、という考えでした。本人も後継者として十分に引き継いでおられると、地域も安心しておられます。

議 長	はい、ありがとうございます。 それでは、報告第1号について、確認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第2号（P8～P9）を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、7月9日から8月5日の間に受け付けたもの、10件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。 なお、2番の案件について、申請地に宅地が含まれていますが、これは、仮換地として一体のもので不可分であるため掲載されているものですので、補足させていただきます。
議 長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第3号（P10～P13）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、7月9日から8月5日の間に受け付けたもの、19件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。 なお、10番の案件について、申請地に原野が含まれておりますが、これは、登記地目は原野であるが実際に農地として利用されているとして農家台帳に掲載されているもので、農地法上農地として取り扱うことから、届出の対象となっているものです。以上です。
議 長	有り難うございます。 1番について、姫路市が学校用地として取得する、となっていますが、詳細はわかりますか。
事 務 局	届出書に経緯書の添付があります。 申請地は、すでに飾磨西中学校用地として利用されている土地で、自作農創設特別措置法により農林省が買収したが、耕作者が離農していたことから払い下げられることなく国有農地のまま学校用地として利用されてきたものです。農地として不要と認定されれば旧所有者に優先的に売り払われることになっており、この度旧所有者の相続人が取得することになり、その取得者と交渉し今後も学校用地として利用するため姫路市が買収することとなったもの、とのことです。

議長 有り難うございます。
その他、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P14～P15）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が4件、計6件の通知がございました。そのうち、利用権に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、どちらも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P16～P17）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、いずれの案件も7月16日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。
以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P17)を説明する。
(令和3年度農地パトロールの結果について)

報告第6号 令和3年度農地パトロールの結果についてご説明させていただきます。資料は、本日お手元に配布しています資料を御覧ください。

今月の18日から20日にかけて、各地区2班編成の6班で、151筆、143, 482.5㎡の新規就農者の農地についてパトロールを実施しました。

実施地区と参加された委員さんは、1番の表のとおりです。

各地区パトロールの結果につきましては、2番の表のとおりです。

裏面をご覧ください。

全体の結果ですが、作村・耕起されていましたが、93筆112,084㎡、保全管理が53筆29,393.50㎡、遊休農地が4筆1,178㎡でその他1筆827㎡でした。その他については、29年に取得された農地で、すでに舗装され、一部に建物が建っている状況ですが、転用手続きはされておりません。

今後、遊休農地については、農地として利用するように、また無断転用については、転用手続きを行うように指導文を送付する予定です。

以上でございます。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。

本日の議案は以上です。

事務局、他に連絡事項等ありますか。

事務局

特にありません。

議長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

三木 輝男

(署名委員)

田中 博
